【SBI大学院大学OB会会則】

第1章 総則

第1条

本会は、修己会(以下、「本会」という。)と称する。

第2条

本会は会員相互の親睦を図り、会員とSBI大学院大学在学生の活動支援と発展に寄与し、SBI大学院大学での学びの成果を社会に還元していくこと目的とし、それを達成するための事業を行う。

第3条

本会の事務所は、東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 SBI大学院大学内に置く。

第2章 会員、役員及び機関

第4条

本会の会員は、特別会員、通常会員の2種とする。

<特別会員>

SBI大学院大学の教授、特任教授、助教授、准教授、特任准教授、講師など教職の退職者を対象とする。

<通常会員>

SBI大学院大学を修了し学位を授与された者を対象とする。

第5条

本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 幹事会

第6条

総会は本会の最高決議機関であり、通常会員で構成し、会則等の改廃、事業計画 並びに収支予算及び決算、役員の選任及び解任、その他本会の運営に関し重要な 事項、について審議し、決定する。

第7条

幹事会は会務執行の意思決定機関であり、本会役員で構成し、総会の議決した事

項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関し、議決する。

第8条

本会に次の役員を置く

会長1名、副会長1名、幹事長1名、副幹事長2名、幹事若干名

第9条

役員は総会で通常会員の中から選挙する。翌年の役員は幹事会が推薦し、総会の 承認を得たものとする。

第10条

各役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

第11条

本会には、総会の議を経て、名誉会長1名と顧問を置くことができる。特別の事情が無い限り、名誉会長と顧問には歴代の会長と副会長が就任することとする。

第3章 会務及び会議

第12条

会長は、本会を代表し、役員と共に本会の運営を行う。但し、会長不在の場合、 副会長が会長の職務を代行し、副会長が職務を代行できないときは、幹事長が職 務を代行する。

第13条

副会長は、会長を補佐し、幹事会の決定に基づき会長の職務を代行する。会務を 執行しその責任を負う。必要に応じて、幹事長および副幹事長に会務の執行を分 担させることができる。

第14条

幹事長は、本会の会計事務を行う。

第15条

副幹事長は、幹事長を補佐し、本会の運営を支援する。

第16条

本会は、毎年1回総会を開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことがある総会は、会長が召集して、その議長となる。また総会は通常会員の2分の1以上の出席により成立する。決議は通常会員のみで議決し、出席した通常会員の2分の1以上の賛成をもって採決をとることができる。出席及び議決権行使は書面又は電子メールや集計ツールなどの電磁的媒体による委任状をもって代えることができる。委任状の提出が無い会員は、出席し幹事会の提案に賛成したものとする。

第17条

幹事会は本会の運営に関することを審議し、会長、副会長、幹事長、副幹事長、 幹事が参加する。幹事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。但し、 出席は書面又は電子メールや集計ツールを含む電磁的媒体による委任状をもって 代えることができる。

第18条

名誉顧問会は原則として歴代の役員で構成され、必要に応じて現幹事会を諮問 し、また必要な助言を与えることができる。

第19条

本会の活動費、運営費は、通常会員が拠出する会費によってまかなう。会の年度 の方針は幹事会にて審議決定される。また、役員は各々の事業執行に携わるが、 基本的には無償にて職務にあたる。有償委託が必要な場合は、可能な限り会員企 業の事業に依頼し協力を得る。第2条の目的のために使用し、在学生の支援につ いては支援依頼があった場合には幹事会にて審議し、総会にて報告するものとす る。

第4章 会計

第20条

本会の会計年度(事業年度)は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第21条

通常会員は、年会費5,000円を納入するものとする。ただし一括で若しくは累計で年会費25,000円を納入したものは以後の会費納入を要しない。秋卒業の入会に関しては年会費を翌年3月31日までの期間で半額とする。その場合、会員期間は会費を納めた年の翌年3月末日までとする。

第22条

会計監査は大学院事務局が実施する。会計の作成する年度ごとの会計報告を監査し、その結果を総会にて報告する。

第5章 支部

第23条

本会会員多数在住の地には支部を設置することができる。

第6章 退会・除名

第24条

会員が本OB会員としてふさわしくない行動をした場合などは、幹事会で協議し自 主退会を勧告、または除名することができる。退会・除名の場合は、年会費・寄 付金は返還しないものとする。

付則

本改正会則は令和3年4月17日総会において決定即日施行する。

【SBI大学院大学OB会 個人情報取扱規則】

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、修己会(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと修己会の円滑な運営を図り、会員個人の権利・利益を保護することを目的に、本会が保有する個人情報(以下、「個人情報データ」という。)の取扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動における個人情報の保護に努めねばならない。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データの取扱者は、幹事とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報 を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。なお、病歴、障害、宗教等の機微情報は保持しないものとする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、法令等で定めのある場合を除き、次の目的のために利用する。

- (1) 会費情報管理
- (2) 会員集金管理
- (3) 連絡事項の送付

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利

用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理しなければならない。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

(保管及び持ち出し等)

第10条 本会は、個人情報の正確性を保つとともに、個人情報の漏洩、滅失、 毀損、改ざん及び不正アクセスに関し、情報セキュリティー対策などの必要な防 止対策を講じ、使用後も個人情報データを適切に管理しなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 本会は法令等で定めのある場合を除き、あらかじめ本人の同意を得る ことなく、個人情報を第三者に提供しない。

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令等に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データを紛失及び漏えい等したおそれがあることを把握した 場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第14条 本会は、幹事に対して、個人情報データの取り扱いに関する留意事項 について、適宜研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【SBI大学院大学OB会慶弔規則実施要綱】

第1章 趣旨

第1条

本要綱は、SBI大学院OB会慶弔規則(以下「慶弔規則」という。)OB会規約第3章に基づき、本会が贈呈する祝金の額、弔電等の額その他の事項について定める。

第2章 慶事の祝金

第2条

慶事の祝金の額は、次に掲げるとおりとする。

起業(法人格)金3万円会員が代表者として創業した場合、初回に限り祝い金を 支給する。ただし会員自らの申請に限る。申請は様式1を用いるものとするがこれに限定されない。

第3章 祝電及び弔電

第3条

OB会からの祝電及び弔電は行わないものとする。

<様式1>

申請日:年月日

起業祝金申請書

SBI大学院大学OB会(修己会)御中 (申請者)

氏名:

下記起業(初回)に伴い祝金を申請致します。 尚、今回が初めての起業となり、過去は申請しておりません。 記

- (1)会社名
- (2) 所在地
- (3)代表者

以上

【SBI 大学院大学 OB 会 事務】

本要綱は、SBI 大学院 OB 会事務規則(以下「本会事務」という。) OB 会規約第十四章に基づき、本会事務に関する事項について定める。

- 1) 本会事務は所掌に係る予算の執行に関することを行う。
- 2) 本会事務は書類の収受、配布、編集及び保存に関することを行う。
- 3) 本会の事務のうち、次に掲げる事務は、SBI ビジネスサポート株式会社に委任する場合がある
- -OB 会運営に関わる周知及び参加可否の確認
- -OB 会名簿の作成・管理を行い保管する
- -本会または SBI 大学院大学による請求があったときは、これらを閲覧させる

上記に基づき、本会はSBI 大学院大学 OB の個人情報のリストを厳重な管理のもと渡す。